学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「欠席している」を「欠席し引き続き欠席する」に改める。

第八十六条中「欠席している」を「欠席し引き続き欠席する」に、「者又は」を「者若しくは」に改め、「、高等学校に入学していないと認められる者」の下に「又は疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者」を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第九十六条に次の一項を加える。

2　前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、第八十八条の二に規定する授業の方法により修得する単位数は三十六単位を超えないものとする。

第百十三条第三項中「第八十一条」の下に「、第八十八条の二」を加え、同項後段中「第九十六条」を「第九十六条第一項」に改める。

第百三十三条中「前二条」を「第百三十二条又は第百三十二条の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項前段の規定により全課程の修了の要件として特別支援学校高等部学習指導要領の定めるところにより校長が定める単位数又は授業時数のうち、第百三十五条第五項において準用する第八十八条の二に規定する授業の方法によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の二分の一に満たないものとする。

第百三十五条第五項中「第八十一条」の下に「、第八十八条の二」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項第一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百五十一条に次のただし書きを加える。

ただし、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の用途が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病である場合は、同項に規定する人数とする。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第五条第一号の規定に基づき、薬局等構造設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

薬局等構造設備規則の一部を改正する省令

薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十三号の柱書きに次のただし書を加える。

ただし、イから力までに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。

第一条第一項第十三号イ中「（二〇ｃｃ及び二〇〇ｃｃのもの）」を削り、同号ル中「及びピペット台」を削り、同号ヲ中「及び」を「又は」に改め、同号カ中「及びロート台」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十一号

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）の施行に伴い、独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令を廃止する省令

独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百五十七号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（償却資産の指定に関する経過措置）

2　この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）において、この省令による廃止前の独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（次項において「旧令」という。）第十条第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている償却資産は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府令第四号。次項において「新令」という。）第十一条第一項による厚生労働大臣の指定を受けた償却資産とみなす。

（重要な財産の指定に関する経過措置）

3　施行日において、旧令第十五条の規定による厚生労働大臣の指定を受けている財産は、新令第二十一条の規定による厚生労働大臣の指定を受けた財産とみなす。

○農林水産省令第三十六号

漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二十四条の規定に基づき、漁船法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　農林水産大臣　林　芳正

漁船法施行規則の一部を改正する省令

漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（登録の報告書等の提出）」に改め、同条第一項中「毎月十日までにその前月中に登録した総トン数十五トン以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本並びにその前月中の」を「毎年五月末日までに、前年度における」に、「及び法」を「及び」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の漁船法施行規則第十四条第一項の規定によりされた平成二十六年度の各月中の登録（漁船法第十条第一項及び第十七条第三項の規定により行った登録、同法第十八条第一項の規定により効力を失った登録並びに同法第十九条の規定により取り消した登録をいう。以下同じ。）の報告書の提出は、この省令による改正後の漁船法施行規則第十四条第一項の規定によりされた平成二十六年度における登録の報告書の提出とみなす。